

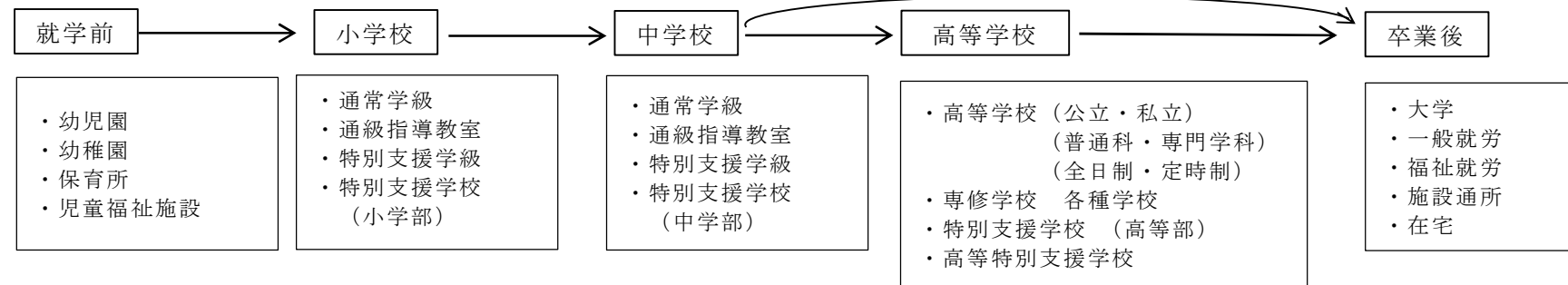
刈谷市の特別支援教育は、一人ひとりの教育的なニーズを把握し、そのもてる力を高めるため、適切な指導及び必要な支援を行っています。

- ① 幼児園・幼稚園・保育園の先生と相談しながら、早めに居住地の学区にある小学校に相談しましょう。
- ② 子どもの伸びようとするところを見つけ、学校と一緒に考えましょう。



子どもの就学から卒業まで

子どもの実態や思いと親の願いを考え、個別の教育支援計画を作成し、少し先を見て、園や学校と一緒に考えていきましょう。



特別支援学校とは？

障害の程度が比較的重い子どもを対象としており、教育内容・方法を工夫したきめ細かな指導を受けられる。

専門的な知識・技能を身に付けた教員が担当している。

少人数で指導している。



特別支援学級とは？

小・中学校の中に設置されており、一人一人の児童生徒の教育的なニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う。

通常学級との連携が図りやすい環境にあり、学校全体の協力で連携ができる。

少人数で指導している。

ご不明な点は、学校教育課へお問い合わせください。

(6 2 - 1 0 3 5)



刈谷市の小・中学校における特別支援教育について

どんな特別支援学級がありますか？

知的障害学級、肢体不自由学級、自閉症・情緒障害学級、病弱・身体虚弱学級、難聴学級、弱視学級、言語障害学級などがあります。

現在、一人からでも障害種別に学級を新設することが可能になりました。お子さんの障害に合わせて、ご相談ください。

一度決めたら変更はできませんか？

子どもの実態に合わせて、通常の学級から特別支援学級、特別支援学級から通常学級、または、特別支援学級から特別支援学校、特別支援学校から特別支援学級に変更できます。まず、学校へご相談ください。

通級指導教室はどんなところですか？

教科等の指導は、通常の学級で受けながら、障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を図るため、個別に指導を受けます。

どの学校にも通級指導教室はありますか？（R7年度）

◇言葉に問題のある児童・生徒のための通級指導教室

亀城小・小高原小

◇発達障害の可能性のある児童・生徒のための通級指導教室

日高小・衣浦小・住吉小・かりがね小・平成小・富士松南小
富士松北小・富士松東小・小垣江小・小垣江東小・双葉小
東刈谷小・朝日小・刈谷南中・刈谷東中・富士松中
雁が音中・依佐美中・朝日中

刈谷からどこの特別支援学校へ行きますか？

<知的な発達に遅れのある子を対象>

○安城特別支援学校 ○愛知教育大学附属特別支援学校

※軽度の知的障害のある生徒の就労支援に重点を置いた高等特別支援学校、校舎

○豊田高等特別支援学校、大府もちのき特別支援学校桃花校舎など

<身体に障害がある子を対象>

○刈谷市立刈谷特別支援学校

<病氣療養している子を対象>

○大府特別支援学校

<視覚に障害がある子を対象>

○岡崎盲学校

<聴覚に障害がある子を対象>

○岡崎聾学校



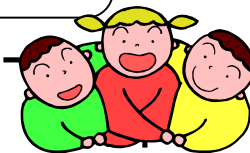
個別の教育支援計画とはどんなものですか？

子どもの伸びようとするところを見つけ、学校・保護者が目標等について話し合い、記載していくものです。

お子様に必要な環境整備や授業の中で配慮すべきことを担任等と一緒に考えて、支援の方法などを記載します。（別紙参照）

刈谷での相談窓口

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| ○ 刈谷市子ども相談センター | 62-6313 |
| ○ 刈谷市基幹相談支援センター「 ^{ともしび} 灯」 | 63-6002 |
| ○ 刈谷市教育委員会学校教育課 | 62-1035 |



小・中学校の先生方へ
幼稚園・幼稚園・保育園の先生方へ
しげはら園、ひかりっこの先生方へ

個別の教育支援計画の作成と活用について

刈谷市教育委員会学校教育課
刈谷市特別支援教育連携協議会

「個別の教育支援計画」とは
障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある児童生徒一人一人について作成する支援計画

「個別の教育支援計画」の作成の意義

- ① 子どもの伸びようとするところを見つけ、学校・保護者が目標等について話し合い、支援することにより、教育効果が上がる。
- ② 子どもの実態に合わせ、必要かつ適切な支援の見直しができる。
- ③ 各関係機関と情報共有ができ、適切な指導助言を受けることができる。
- ④ 進級・進学しても支援をつなぐことができ、子どもの困り感が減る。

切れ目のない支援が求められています。そのために個別の教育支援計画は重要なツールになります。就学前の園や施設から小学校・中学校、そしてその先へと保護者の同意を得て、引き継ぎましょう。

保護者への依頼

特別支援コーディネーター、学年主任、担任などから保護者へ「個別の教育支援計画」の意義を伝え、作成の理解・協力を依頼する。愛知県教育委員会作成の「特別な支援を必要とするお子さんの保護者の皆さんへ」を活用する。

関係機関との連携

個別の教育支援計画は、本人が地域でよりよく生活するためのもので、本人・保護者の思いを大切にする。他の機関へ提示する場合は、保護者・本人の了解を得る。

作成・更新

担任は、子どもの実態やニーズを把握し、保護者と相談して作成する。また、「個別の教育支援計画」に基づいて、「指導計画」を作成する。「個別の教育支援計画」は、就学前に作成されているものを受け継ぎ、小学校1年、4年、中学校1年の時に更新する。「指導計画」は、毎年作成する。

見直し・活用

家庭訪問・懇談会などで保護者とともに話し合うツールとして活用する。話し合ったことをもとに、「指導計画」を見直す。

「通級指導教室」のご案内

刈谷市教育委員会

「通級による指導」について、お知らせします。

「通級による指導」とは、集団の中で十分に力を発揮できない子を数時間、個別に取り出し、学校生活に適応できるよう支援を行い、集団生活に参加しようとする意欲と力を育てている新しい学びの場のことです。

《 指導方法 》

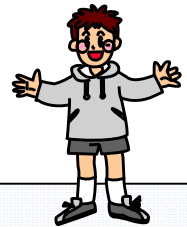
通常の学級の授業を抜けて通級指導教室へ通い、教師と1対1や少人数で個別指導を受けます。

《 籍について 》

籍は、通常の学級です。「通級指導教室」で学習する時間以外は全て通常の学級で活動を行います。

《 入級・退級 》

入級は随時、その子の困り感が改善・克服された時点で退級となります。



○ よくある質問

Q1 「どんな子が対象なの」

- ・ みんなの前だと、行動や気持ちのコントロールが難しい子や集団の中にいるとストレスをためやすく、学校が嫌いになってしまう子、話し方が気になる子などが対象となります。

Q2 「授業を抜けて大丈夫」

- ・ 学級の時間割を見て、どの時間に、何回通うかを通級指導担当者と相談します。

Q3 「学習の遅れを取り戻してくれるの」

- ・ 「通級による指導」は、集団生活に参加しようとする意欲と人とかかわる力を育てることを中心に行います。学習の遅れを取り戻すための個別指導とは違います。

Q4 「どんなことをやるの」

- ・ 「わかった」「できた」という成功体験を重ね、学習への意欲を高めます。
- ・ 子どもの状態に合わせて、教材や指導方法を工夫し、集中して学習に取り組ませます。
- ・ 個別に、人との関わり方を学んだり、集団での活動へ参加するための知識、技能や態度を学んだりし、社会性を育てます。

問い合わせ先

各校 特別支援教育コーディネーター（教頭）へ

「ことばの教室」のご案内

刈谷市教育委員会

お子さんの一般的な成長段階では、小学校入学の6歳頃になりますと、普通の日本語が話せるようになります。ところが、お子さん全体の5%くらいは、ことばに何らかの問題があるという統計結果がでています。

発音に問題のある子

「さかな」を「タかな」と音を置き換えて言ったり、子音を省いて「らっぱ」を「アっぱ」と言ったり、音をゆがめて「かるた」を「か？た」と言ったりするお子さんや、言っていることばが聞きづらかったり、声がすべって鼻に抜けてしまったりするなど、発音全体に何か問題を感じるお子さんです。

話し方に問題のある子

「ボッ、ボッ、ボク」と、ことばの出だしを繰り返したり、「セーーンセイ」と、伸ばしたり、あるいは「・・・ア・ノネ」とつまってしまったり、ことばがなかなか出せなかったりするお子さんです。中には、そのことを気にしてほとんどしゃべらないお子さんもいます。

ことばの発達に遅れがある子

話の内容やことばの理解が発達年齢に比べて幼いお子さんです。ことばの数が少なかったり、表現が幼稚だったり、文章や指示を理解する力が弱かったりするようなお子さんは、ことばの面だけではなく、学習意欲や情緒の安定などにも問題が起こりやすくなります。また、発音に問題を残しているお子さんもいます。

「ことばの教室」は、上記のようなお子さんの指導を行うためのものです。もし、お子さんのことばで気になる点がありましたら、気軽にご相談ください。

「ことばの教室」の概要

〈対象児童〉 通常の学級での学習に支障はないが、ことばに問題があるお子さんです
(通常学級に在籍するお子さんが対象となります)

障害のあるお子さんならば、特別支援学級または特別支援学校へ進むことが考えられますが、ことばに問題があっても、通常の学級での学習に支障がないお子さんならば、通常の学級で学習することになります。

しかし、現在の35人学級制の通常の学級では、ことばに問題のあるお子さんに特別な指導を行う時間を確保することは難しい状態です。そこで、こうしたお子さんに対して、適切な指導を行うために「ことばの教室」を、亀城小・小高原小学校に通級指導教室として設置しています。他校から通級する場合は、保護者の方で送迎することを原則としています。

《 指導方法 》

通常の学級の授業を抜けて「ことばの教室」へ通い、教師と1対1を基本として個別指導を受けます。(通級制)

週1～3時間程度の指導を受けます。抜ける授業は、国語が主ですが、限定はしません。ことばの訓練的な内容を行います。

《 籍について 》

籍は、他のお子さんと同じ通常の学級に置きます。「ことばの教室」で学習する時間以外は全て通常の学級で学習や活動をしします。

《 入級・退級 》

入級は随時、ことばの問題が改善された時点で退級となります。

- ◆ことばの問題は、早期に発見し指導を行うと、学習効果もよく、お子さんに心理的な負担を感じさせることも防げます。
- ◆入級の手続きとしては、ご希望をうかがいながらお子さんの学校生活の様子を見させていただき、判断していきます。希望されてもすぐに入級できないことがございますので、ご了承ください。



問い合わせ先

各校 特別支援教育コーディネーター（教頭）へ

刈谷市 基幹相談支援センター ともしび 「灯」

障害に関する
相談を受ける **最初の窓口** です。

年齢や障害種別、手帳の有無を問わず、
障害のある人やその心配がある人などからの相談に対して
専門の相談員が相談内容をお聞きして、
適切な支援機関へお繋ぎします。



相談は
無料です

☎0566-63-6002
FAX 0566-24-7027

利用時間 月～金 9:30～16:00 / 土 9:30～11:30
(日・祝日・年末年始はお休み)

ともしび
「灯」：灯台のように道を指し示す中心的な存在になるようにという思いが込められています。

利用の流れ

福祉サービスの
ことが知りたい



子どもに障害が
あると言われた…



どんな相談ができるの？



車椅子を作るときに
助成が出るって
聞いたけど…

施設から自宅へ
引き取るには
どうしたらいいの？



障害があって
仕事が
できない…



働きたいけど
自信がない



どこに相談したら良いか分からないときは、
まずは当センターにご相談ください！

来所または電話にてご連絡ください。

相談員が、相談をお聞きします。

適切な支援機関へお繋ぎしていきます。

—— 基幹相談支援センターの役割 ——

市民

当事者支援

- 障害種別や年齢を問わず様々な障害に関する総合窓口として、相談者が気軽に相談できるよう対応し、相談後には適切な支援機関に繋がります。
- 制度の説明や病気に対する正しい知識を得るための講習会を実施したり、福祉団体やボランティアを紹介して当事者が抱える負担を軽減します。
- 成年後見制度が必要な人には、弁護士等の専門家や刈谷市成年後見支援センターに適切に繋がります。



事業者

関係機関との連携

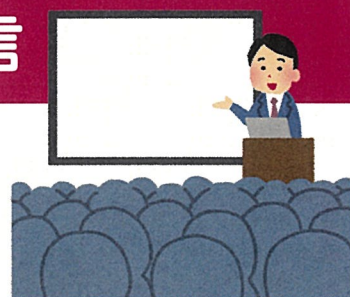
- 行政機関、福祉機関、医療機関などの各種支援機関や障害福祉サービス提供事業所などとの連携を図ります。
- 地域移行・地域定着支援事業の普及・啓発を行い、地域との連携を図ります。



事業者

相談支援事業所への指導・助言

- 困難事例の対応や計画相談の作成に関することなど、専門的な指導や助言を行います。
- 研修会を開催し、相談員のスキルアップを図ります。



自立支援協議会の部会運営

- 関係者の連携や障害のある人の支援体制を協議するための部会を運営します。

●市内の相談支援事業所●

事業所名	住所	連絡先
相談支援事業所 こころ悠々	刈谷市神田町 1-3	24-7017
子どもと福祉の相談センター ひかりのかけ橋	刈谷市築地町 1-7-1	87-1388
計画相談のみ 刈谷市社会福祉協議会 障害者支援事業所	刈谷市下重原町 3-32	61-0608
計画相談のみ 特定相談支援事業所 ペガサス・Ⅱ	刈谷市井ヶ谷町松ヶ崎 6-3	36-2621
計画相談のみ 相談支援なんてん	相談支援なんてんは現在休止中です	70-7170
計画相談のみ 相談支援事業所タッチ	刈谷市港町1-34-1	87-7100
計画相談のみ こもれび第3刈谷	刈谷市東新町 6-5-1	45-7108



●『アクセス』 JR・名鉄線刈谷駅南口より徒歩約5分●

刈谷市基幹相談支援センター「灯」
 [刈谷市障害者支援センター内]
 〒448-0851 刈谷市神田町 1 丁目 3 番地

令和8年1月

保護者 様

刈谷市教育委員会

令和8年度特別支援教育就学奨励費補助事業について(お知らせ)

刈谷市では、小中学校の特別支援学級などに就学している児童・生徒の保護者にかかる経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費など学校教育にかかる費用の一部を補助しています。その内容については、下記のとおりです。

記

1 事業概要

刈谷市立小・中学校の特別支援学級等に就学しているお子さんがいらっしゃる保護者に対して、その世帯の所得が認定基準以内の場合、学用品費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を補助する事業です。

2 対象者

(1) 特別支援学級の児童・生徒

(2) 通常学級の児童・生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの(別紙1「判定基準」参照)

3 支給単価(令和7年度参考)

区 分	小 学 校	中 学 校
新入学児童生徒 学用品・通学用品費	28,530円 ※6月末までの認定者	31,500円 ※6月末までの認定者
学用品・通学用品費 1年生	上限5,820円 ※月額485円	上限11,370円 ※月額950円/ 8月のみ920円
学用品・通学用品費 1年生以外	上限6,955円 ※月額580円/ 8月のみ575円	上限12,505円 ※月額1,050円/ 8月のみ955円
修学旅行費 小学校6年生 中学校3年生	実費負担額×1/2 上限10,790円	実費負担額×1/2 上限28,860円
校外活動費 宿泊を伴わないもの	実費負担額×1/2 上限800円	実費負担額×1/2 上限1,155円
校外活動費 宿泊を伴うもの	実費負担額×1/2 上限1,845円	実費負担額×1/2 上限3,105円
学校給食費	実費負担額×1/2 125円	実費負担額×1/2 140円

4 申請方法

対象者には、6月頃、学校を通じて申請のご案内をします。各学校の指定する期日までに書類をそろえて提出してください。

5 支給予定

年2回（10月と3月）、保護者の口座に振り込みます。

6 認定基準と補助経費

世帯の所得額が基準以内の世帯に限り、学用品費、給食費などの費用を上限額の範囲内で補助します。認定は、年度毎に決定し、算定の基準となる所得額は、同じ世帯人数でも年齢構成などにより異なります。

制度の詳しい内容については、刈谷市教育委員会学校教育課（TEL 62-1035）または在学校へお問い合わせください。

「判 定 基 準」

刈谷市教育委員会

「通常学級の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの」の判定基準

区 分	障害の程度（学校教育法施行令第22条の3の規定による基準）
視覚障害者	両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は※1 著しく困難な程度のもの ※1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が1の程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても※1 歩行、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作や描画等の学習活動のための基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が1の程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導（特定の期間内に常に医学的な観察が必要で、起床から就寝までの日常生活の一つ一つの運動・動作についての指導・訓練を受けること）を必要とする程度のもの ※1 歩行には、車いすによる移動は含まない。
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して※1 医療又は※2 生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して※2 生活規制を必要とする程度のもの ※1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。 ※2 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること。

刈谷市子ども相談センター

お子様についての心配やお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。相談員が丁寧に相談に応じます。

Q. どんな相談ができますか？

- ・子どもが学校に行きたがらないので心配・・・
- ・子どもの入園や入学、進路のことが不安・・・
- ・子どもの言葉や理解、運動などの発達が心配・・・
- ・子どものしつけや子育ての仕方がわからない・・・
- ・子どもがいじめを受けているのでは？
- ・子どもが友だち関係で悩んでいる・・・
- ・近所の子どもが虐待を受けている気がする・・・ など



子どもに関する悩みや問題であれば何でもご相談ください。
相談内容の秘密は、厳守します。（相談費用は無料です。）

センターでの対応が難しいケースも、責任をもって関係機関などと連携して、問題を解決するように努めます。

Q. どんな人が相談できますか？

次の①から④に該当する3歳から18歳を迎えた年度末までの子どもと、その保護者、親族、学校・園の関係者等が相談対象となります。

- ①刈谷市内に在住
- ②刈谷市内の幼稚園、幼児園、保育園等に在園
- ③刈谷市内の小学校、中学校、高等学校、大学等に在学
- ④刈谷市内の事業所等に在勤



Q. いつ相談できますか？

月曜日～土曜日の午前9時～午後5時です。
(日曜日・祝日、12月29日～1月3日は休館日)

Q. どんな相談の方法がありますか？

相談方法には、「来室相談」、「電話相談」、「オンライン相談」があります。

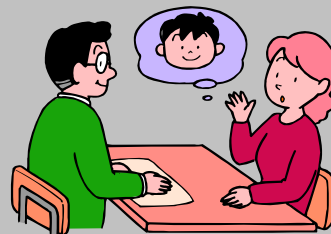
＜来室相談＞

センターにて、相談員が直接相談を受けます。

予約をしていただくと、スムーズです。(予約優先)

＜電話相談、オンライン相談＞

センターに来ることが難しい場合は、
電話、「Zoom Meeting」での相談を
お受けします。



Q. どのようにして来室相談の予約をとりますか？

電話もしくは直接センターで予約することができます。

Q. センターはどこにありますか？ 連絡先は？



〒448-0857

刈谷市大手町 1 丁目 51 番地

☎ **0566-62-6313** (代表)

1 階：受付、相談室

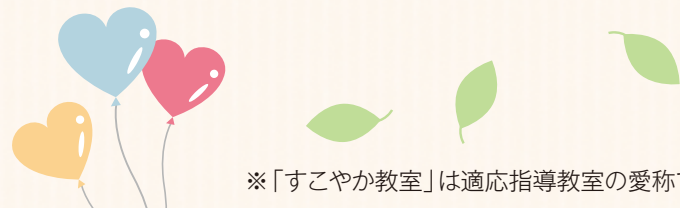
2 階：相談室、電話相談室、
会議室、事務室

[3 階：中部すこやか教室]

＜アクセス＞

- ・ JR刈谷駅・名鉄刈谷駅南口から西へ徒歩7分 刈谷市役所から南へ徒歩2分
- ・ 車でお越しの場合は、センター東側の駐車場をご利用ください。
(センター玄関前の北側には、「思いやり駐車場」があります。)

案内図



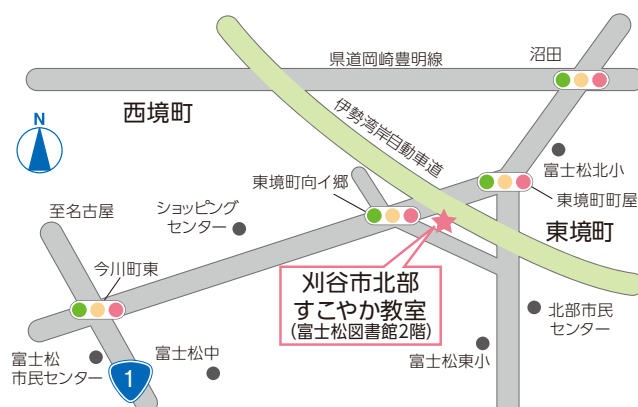
※「すこやか教室」は適応指導教室の愛称です。

刈谷市北部すこやか教室 (富士松図書館2階)

〒448-0007
刈谷市東境町神田32番地2

TEL 0566-62-7551
FAX 0566-62-7552

公共施設連絡バス停 富士松図書館下車

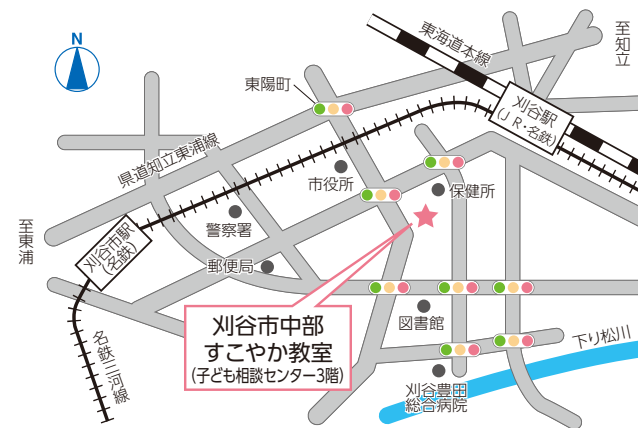


刈谷市中部すこやか教室 (子ども相談センター3階)

〒448-0857
刈谷市大手町1丁目51番地

TEL 0566-23-6716
FAX 0566-23-6759

公共施設連絡バス停 市役所下車徒歩2分



刈谷市南部すこやか教室 (南部生涯学習センターたんぽぽ2階)

〒448-0803
刈谷市野田町西田78番地2

TEL 0566-62-8550
FAX 0566-62-8570

公共施設連絡バス停 たんぽぽ下車



他の身近な 電話相談窓口 紹介

- 刈谷市子ども相談センター ☎ 0566-62-6313
- 刈谷市青少年センター ☎ 0566-23-8888
- 愛知県刈谷児童相談センター ☎ 0566-22-7111
- 愛知教育大学 教育臨床総合センター ☎ 0566-26-2712
- 愛知県こころの電話 ☎ 052-261-9671
- 愛知県総合教育センター 一般教育相談 ☎ 0561-38-2217

すこやか教室の ご案内



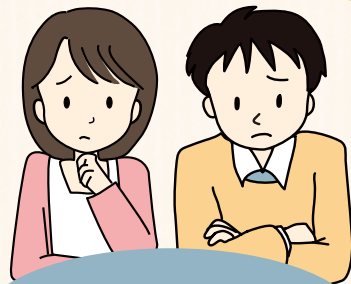
学校によるこんで
行ってほしい。



家にとじこもっていないで、
友だちと仲良く遊んでほしい。



学習面の遅れを
少しでも取り戻して
ほしい。



けれども……

明るい笑顔に
もどってほしい。



こんな話がしたい方は
まずは“**ご相談を**”

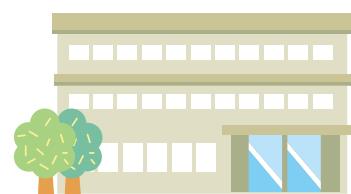


※相談内容については、秘密を守ります。

電話相談



来室相談



活動
相談日時

毎週月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日は除く)
午前9時～午後4時(月曜日は午前9時～午後2時)

刈谷市北部すこやか教室 ☎0566-62-7551
刈谷市中部すこやか教室 ☎0566-23-6716
刈谷市南部すこやか教室 ☎0566-62-8550

すこやか教室はこんなところです

活動内容

すこやか教室は、不登校の子どもたちが、学校復帰や上級学校への進学、
将来の自立に向けて準備をするところです。

そして、さまざまな活動を通して、自分の良さに気づき成長していくところです。
具体的な活動として、相談活動や学習活動、体験活動(スポーツ・栽培・調理・読書など)を行っています。

子どもの声

ここへ来るとほっとする。気持ちが休まる。
自分の居場所ができてうれしい。(A女)

すこやか教室だと落ち着いて勉強できるし、指導員
の先生も勉強を教えてくれるので、すこやか教室に
来てよかった。(B男)



指導員の先生も勉強を教えてくれる

保護者の声

身内の者にも相談できず困っていたけれど、親身になっ
て相談にのっていただきました。
こんな施設があるとは知らなかった。相談して良かったで
す。(C女の母親)

とにかく子どもが明るくなり、笑顔が多くなりました。今
では自分から進んで起きてくるようになりました。(D
男の母親)



指導員と相談する保護者

「親の会」で相談・意見交換

すこやか教室では、3教室ともに『親の会』を毎月1
回開催しています。

『親の会』では、困っていることや悩んでいることなど
について個別に相談にのったり、参加者同士で意見交換
をしたりしています。どなたでも参加することができます。



指導員と野菜を育てる子どもたち

刈谷市公立小学校 スクールカウンセラーについて

2026 年 4 月 刈谷市教育委員会

刈谷市の小学校では、15 小学校を 4 つのグループに分け、各グループに 1 名ずつスクールカウンセラーを配置し、巡回を行っております。子どもと保護者を対象に、困ったことや心配なことなどについて、カウンセリングを受けることができますので、お気軽にご相談ください。

カウンセリングの受け方

各小学校において、スクールカウンセラー来校日にカウンセリングを受けることができます。1 回の相談は 40～50 分程度です。巡回は、各校月に 1～2 回で、曜日はほぼ固定されています。ご希望の方は、在籍している学校の教頭に事前に電話にて連絡してください。なお、スクールカウンセラーの来校日は変更になることがありますので、ご了承ください。

【小高原小グループ】

《スクールカウンセラー 小山 孝美先生》 曜日：月曜日 時間：10:00～17:00

○小高原小学校

場所：相談室

電話窓口：瀧平教頭

連絡先：21-0325

○平成小学校

場所：相談室

電話窓口：神吉教頭

連絡先：27-1381

○富士松南小学校

場所：ミーティングルーム

電話窓口：小田教頭

連絡先：36-0404

○日高小学校

場所：相談室

電話窓口：加藤教頭

連絡先：23-2468



【東刈谷小グループ】

《スクールカウンセラー 小嶋 麻乃先生》 曜日：水曜日 時間：10:00～17:00

○東刈谷小学校

場所：相談室

電話窓口：鬼頭教頭

連絡先：23-9512

○かりがね小学校

場所：相談室

電話窓口：深谷教頭

連絡先：22-2414

○亀城小学校

場所：相談室

電話窓口：関山教頭

連絡先：21-0225

【住吉小グループ】

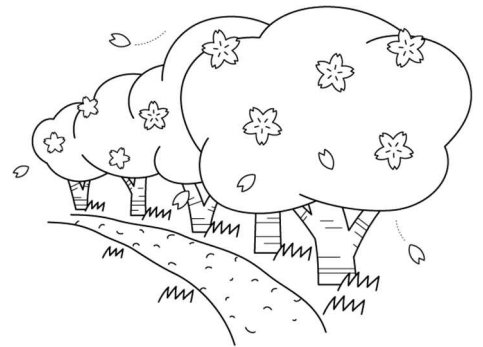
《スクールカウンセラー 山本 眞知先生》 曜日：金曜日 時間：10:00～16:45

○住吉小学校	場所：カウンセリングルーム
電話窓口：伊藤教頭	連絡先：21-5831
○小垣江小学校	場所：会議室
電話窓口：鈴木教頭	連絡先：21-1080
○衣浦小学校	場所：ミーティングルーム
電話窓口：河太教頭	連絡先：21-0326
○富士松東小学校	場所：相談室
電話窓口：前村教頭	連絡先：36-2818

【朝日小グループ】

《スクールカウンセラー 岡本 修吾先生》 曜日：水曜日 時間 10:00～17:00

○朝日小学校	場所：相談室
電話窓口：石王教頭	連絡先：22-4191
○富士松北小学校	場所：相談室
電話窓口：鐘ヶ江教頭	連絡先：36-5414
○双葉小学校	場所：相談室
電話窓口：小川教頭	連絡先：21-0437
○小垣江東小学校	場所：相談室
電話窓口：加藤教頭	連絡先：24-2718



相談について

お子さんに関することでお困りのことや心配なことなどがございましたらご相談ください。スクールカウンセラーがじっくり話を聞き、一緒に考えていきます。まずは気軽にご相談ください。子どもさん単独での相談も受け付けます。スケジュールの都合で、他校会場で児童が相談する場合は、送迎等は保護者の方をお願いいたします。

スクールカウンセラーについてのお問い合わせは、刈谷市教育委員会 学校教育課 スクールカウンセラー担当（連絡先 Tel62-1035）までお願いします。

その他の相談窓口について

刈谷市では子どもに関することであれば何でも相談できる「子ども相談センター」（連絡先 Tel62-6313）を設置しています。電話相談・来室相談を受け付けておりますのでご利用ください。